

高知工業高等専門学校校長連絡会規則

制 定 平成28年 2月18日

一部改正 平成31年 2月21日

一部改正 令和 5年 6月15日

(趣旨)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校内部組織規則第15条第2項の規定に基づき、高知工業高等専門学校校長連絡会（以下「校長連絡会」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 校長連絡会は、本校の管理運営を円滑に行うため、重要事項について審議することを目的とする。

(組織)

第3条 校長連絡会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 校長補佐
- (4) 事務部長
- (5) その他校長が必要と認めた者

2 校長は、校長連絡会を主宰する。

(事務)

第4条 校長連絡会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、校長連絡会の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年6月15日から施行する。